

警 察 署 協 議 会 会 議 録

東警察署協議会

| | | |
|---|---------------|---|
| 開催年月日時 | 令和4年10月28日（金） | 午後4時00分 から 午後5時45分 まで |
| 開催場所 | 東警察署5階武道場 | |
| 出席者 | 警察署協議会 | 会長以下13名 |
| | 公安委員会 | 伊達委員 |
| | 警 察 署 | 署長、副署長、会計管理官、生活安全管理官、 地域管理官、刑事管理官、交通管理官、 総務第一課長、総務第二課長、警備課長 |
| 議 事 概 要 | | |
| <p>【会長挨拶（要旨）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本日は、今年度3回目の東警察署協議会の開催となる。 ○ 最近は、新型コロナウイルス感染症対策の行動制限も緩和され、経済も動き出し、高齢者を狙ったニセ電話詐欺や自転車盗が多く発生していると聞いている。 ○ 今年も残すところ2カ月となり、年末警戒も控えており、東署員に対する東区民の期待はますます大きくなっている。 ○ 東警察署員の皆様には、東区民の期待に応え、活躍いただきますようお願い申し上げます。 ○ それでは、令和4年度第3回目の東警察署協議会を開会する。 <p>【署長挨拶（要旨）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 委員の皆様には、お忙しい中、東警察署協議会に御出席いただき、感謝申し上げます。また、伊達公安委員にも御出席賜りお礼申し上げます。 ○ 令和3年度は、コロナ禍で協議会開催が困難であったが、各委員の御理解のもと、本日無事に第3回目を開催できたことに感謝申し上げます。 ○ 本日は、ニセ電話詐欺の犯罪者グループが、どのような組織構成でどのような手段を使っているのか、また、道路交通規制の在り方として信号機や横断歩道の設置基準を知っていただきたく、各管理官から説明がある。 ○ 開催に当たり、出席された委員の皆様が「出席して良かった」という会議にしたいと常々考えているので、色々と御質問、御意見を願います。 <p>【副署長挨拶】</p> | | |

様式第3号(第5、第6の1、第6の2関係)(その2)

議 事 概 要

【報告事項等】

- 1 令和4年1月から9月の東警察署管内の治安概況について(副署長)
 - (1) 三大重点目標に対する認知・検挙件数等について
 - (2) 刑法犯認知・検挙件数等について
- 2 ニセ電話詐欺の仕組みとこれまでの対策(生活安全管理官)
 - (1) 県内のニセ電話詐欺の被害状況
 - (2) 東区のニセ電話詐欺の被害状況
 - (3) 被害者の状況
 - (4) IP電話
 - (5) ニセ電話詐欺で使用されるIP電話
 - (6) ニセ電話詐欺の組織
 - (7) ニセ電話詐欺グループへの勧誘
 - (8) ニセ電話詐欺の最近の手口
 - (9) ニセ電話詐欺対策
- 3 現在の道路交通規制の在り方(交通管理官)
 - (1) 交通事故発生状況等
 - (2) 現在の交通規制の在り方
 - (3) 死亡事故抑止のための交通規制の見直し
 - (4) 住民の要望を踏まえた交通規制

【質疑応答】

- 委員から、「ニセ電話詐欺について、犯人はどのようにして電話番号情報を入手しているのか。」旨の質疑があり、生活安全管理官から、「色々なところから情報を入手しており、例えば学校の卒業名簿等の情報から電話をかけている可能性がある。」旨の回答があった。
- 委員から、「ニセ電話詐欺について、留守番電話の効果はあるのか。」旨の質疑があり、生活安全管理官から、「犯人側にこの家は留守ということを知らしめることになり効果はある。また、『まっ太フォン』を是非設置してもらいたい。」旨の回答があった。
- 委員から、「ニセ電話詐欺について、騙される人の特徴はあるのか。」旨の質疑があり、生活安全管理官から、「私は騙されないと思っている人ほど騙されやすいと言われている。私は騙されるかもしれないため注意しよう、という気持ちが大事である。」旨の回答があった。
- 委員から、「ニセ電話詐欺について、詐欺被害の金額は戻ってくるのか。」旨の質疑があり、生活安全管理官から、「犯罪グループが検挙された場合、警察が犯罪収益として押収した場合には、被害者に返還されることがある。」旨の回答があった。
- 委員から、「自転車のヘルメット装着努力義務について、小学生などの範囲まで周知する必要があるのか。」旨の質疑があり、交通管理官から、「小中学生に限らず、全利用者に対する装着努力義務が、令和5年4月から施行される。」旨の回答があった。

議 事 概 要

- 委員から、「交通信号サイクルについて、妙見通りの信号サイクルを変更したと説明があったがどのように変更したのか。」旨の質疑があり、交通管理官から、「妙見通りの暴走車両による死亡事故抑止のため、吉塚駅前交差点から箱崎3丁目交差点までの900メートル区間のうち、4つの信号について、深夜から明け方までの間に4つのうち必ず1つの信号が赤信号となる設定にして、車両の速度抑制を図る設定を行った。」旨の回答があった。

【公安委員講評（要旨）】

- 委員の皆様には、協議会への御協力にお礼申し上げます。
- 東区も全体的には刑法犯の数が減少し、県警の三大重点目標である暴力団の壊滅も事件化により壊滅に追い込んでいる。
- ニセ電話詐欺は、最近急激に発生し被害額も増加傾向にあるため、警察も総力を挙げて検挙・抑止に努めているが、やはり地域全体で被害者が相談できるような環境を作り、地域住民の努力で詐欺をなくすよう取り組んでいただきたい。
- 交通事故については、警察の努力もあり事故発生は減少傾向にあるが、減っていないのが飲酒運転である。飲酒運転をしているのを見かけたら、または飲酒運転しようとする者をみかけたら110番通報することで抑止につながる。
- 児童虐待の問題については、児童相談所への通告件数は増加しているため、地域住民も児童虐待に関する情報を110番通報してもらいたい。
- 今後も協議会委員の皆さんが、県民と警察の間を取り持っていていただき、安全・安心なまち東区の実現に向け御協力をお願いする。

【事務連絡】

警察署協議会委員の改選に関する意思確認について（総務第二課長）

【閉会】

以上で、令和4年度第3回東警察署協議会を閉会する。